

禁止行為の解除承認申請書

【 内容 】

劇場、映画館、集会場又は百貨店など、不特定多数の者が出入りする場所で火災が発生した場合に人命危険が大きい場所などにおいては、出火源となる喫煙、火気の使用、危険物品の持ち込みが禁止されています。

ただし、禁止行為が社会生活や経済活動に大きな支障を及ぼすため、業務上やむを得ない場合で、火災予防上及び人命安全上支障がないと消防署において認めた場合のみ、必要最小限承認されるもので、当該承認を受けようとする場合に必要です。

【 根拠法令 】

とちぎ広域消防事務組合火災予防条例第35条 とちぎ広域消防事務組合火災予防規則第9条

【 申請について 】

禁止されている行為を行う前までに承認が必要となります。

内容の審査には、「とちぎ広域消防事務組合禁止行為解除承認申請に係る事務処理規程」により2日から7日間(休日含まない)ほど日数がかかります。

【 提出部数 】

2部(承認の場合は、その1部に承認済の印を押印して申請者に交付します。)

【 申請先 】 禁止行為の解除を行う予定の場所を管轄する消防署に申請してください。

消防署等の名称	所在地	電話	受付可否 受付時間	備考
帯広消防署	帯広市西6条南6丁目3-1(消防庁舎1階)	0155-26-9131	8時45分 ～ 17時30分	帯広市内分
音更消防署	河東郡音更町木野西通16丁目1	0155-30-3322		音更町内分
士幌消防署	河東郡士幌町字士幌西2線161	01564-5-2323		士幌町内分
上士幌消防署	河東郡上士幌町字上士幌東3線238	01564-2-2519		上士幌町内分
鹿追消防署	河東郡鹿追町西町3丁目10	0156-66-2201		鹿追町内分
新得消防署	上川郡新得町4条南3丁目1番地	0156-64-5103		新得町内分
清水消防署	上川郡清水町南6条4丁目1番地2	0156-62-2519		清水町内分
芽室消防署	河西郡芽室町東2条3丁目1番地	0155-62-2821		芽室町内分
中札内消防署	河西郡中札内村大通南1丁目12番地	0155-67-2111		中札内村内分
更別消防署	河西郡更別村字更別南1線93番地	0155-52-2201		更別村内分
大樹消防署	広尾郡大樹町字下大樹224番地1	01558-6-2199		大樹町内分
広尾消防署	広尾郡広尾町並木通東4丁目4番地	01558-2-2730		広尾町内分
幕別消防署	中川郡幕別町錦町90番地	0155-54-2434		幕別町内分
池田消防署	中川郡池田町西2条11丁目1-12	015-572-3119		池田町内分
豊頃消防署	中川郡豊頃町茂岩本町116番地	015-574-2310		豊頃町内分
本別消防署	中川郡本別町北2丁目4番地1	0156-22-2007		本別町内分
足寄消防署	足寄郡足寄町北1条4丁目52番地	0156-25-2619		足寄町内分
陸別消防署	足寄郡陸別町栄町	0156-27-2524		陸別町内分
浦幌消防署	十勝郡浦幌町桜町4番地	015-576-2419	浦幌町内分	

郵送による申請が可能な消防署もあります。管轄消防署に直接お問い合わせください。